

いじめ防止基本方針

長崎大学教育学部附属特別支援学校

1 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 組織名

いじめ対策委員会

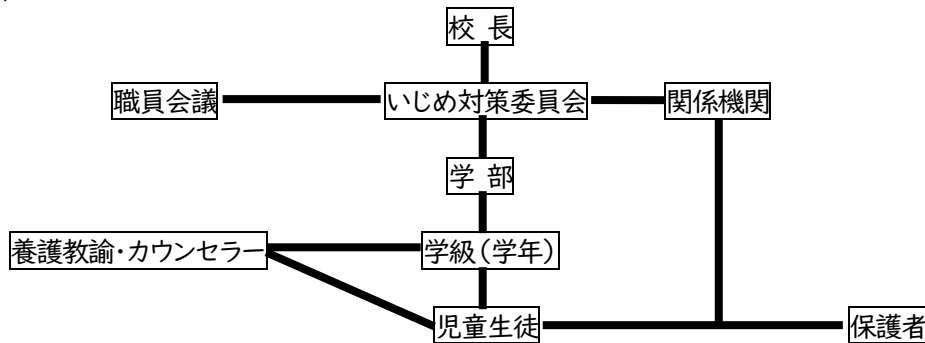
(2) 構成員

校長、教頭、部主事、教務主任、指導部主任、生徒指導主事、生活指導主任、養護教諭、カウンセラー、外部委員(学校評議員から委嘱する)、その他関係者(学級担任、保護者代表者)

その他(教育学部附属学校担当者、学校医、警察、心理カウンセラーなど必要に応じて)

*協議や対応する内容に応じて、参加構成員は柔軟に対応する。

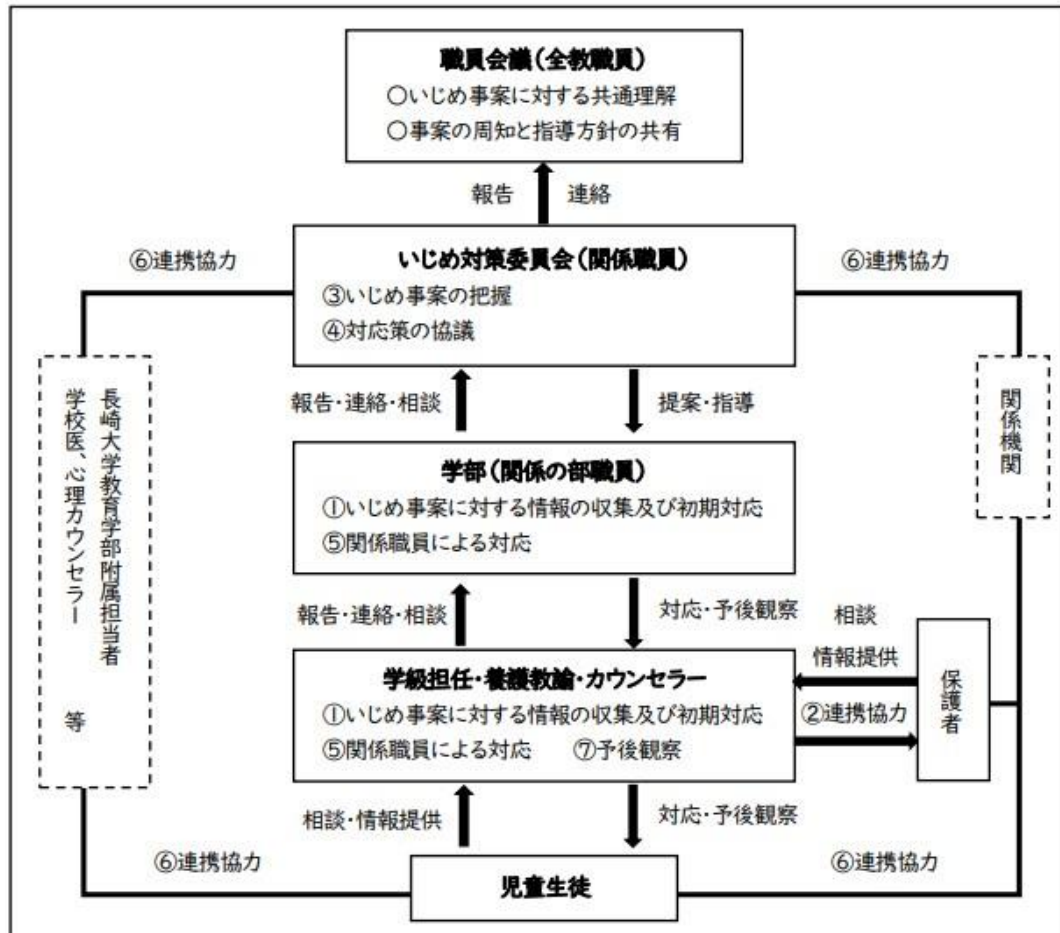
(3) 組織図



2 いじめ防止及びいじめ対策の具体的な取組

(1) いじめ事案への対応

〈基本的な流れ〉



〈対応の具体〉

①情報の収集及び初期対応	いじめの通報を受け、いじめられている児童生徒の所属する学級の担任あるいは所属する学部の主事が中心となって、学部の協力を得て事実確認を行い、両者の間に入るなど初期対応をする。
②保護者との連携・協力	いじめの発見・通報の直後から保護者との連携・協力体制を確立し、各対応段階において、連絡・相談を密に行う。
③いじめ事案の把握	いじめられている児童生徒といじめている児童生徒、周囲の生児童徒からの聞き取り調査等の結果を基に、事実の整合性を確認して、いじめの判断を行う。
④対応策の協議	いじめの事実が確認された際は、今後の対応・対策について「即時的な対応・対策」と「中期的な対応・対策」とに区別し、職員の役割分担や今後の見通しを明らかにして、協議する。
⑤関係職員による対応	いじめ対策委員会で協議した内容を職員会議において全教職員で共有し、関係職員が連携して対応・対策に当たる。対応・対策の進捗状況については、いじめ対策委員会に随時報告する。
⑥心理カウンセラー・関係機関との連携・協力	状況に応じて心理カウンセラー・関係機関と連携・協力して、対応に当たる。ただし、その際、個人情報やプライバシーの問題を踏まえ、慎重に対応する。
⑦予後の観察	関係職員による対応の後、交友関係の正常化等を中心に、該当児童生徒の状況の観察を継続する。必要に応じて、カウンセラー等による相談活動を行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の概要

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合。
- ②いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合。
- ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

- ①いじめを発見したもしくは保護者から通報を受けた教職員が、担任、部主事に報告。その後、部主事から教頭、校長へ報告する。
- ②長崎大学教育学部へ報告する。
- ③いじめ対策委員会を開催し、情報の確認及び今後の対応についての協議をする。
- ④事実関係を明確にするために、必要な調査を行う。
- ⑤児童生徒及びその保護者に対して重大事態の事実関係等、その他必要な情報を提供し今後の対応について必要に応じて検討をする。